

八代市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の募集について

（目的）

- 1 市では、熱中症による健康被害防止のために、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（以下「改正適応法」という。）に基づき、極端な高温の発生時に暑さをしのぐ施設として指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を指定します。

（実施内容）

- 2 クーリングシェルターについて、当該施設管理者は以下の内容を実施します。
 - （1）各施設の出入り口や該当箇所等、見やすい場所へのクーリングシェルター案内ポスターの掲示
 - （2）休憩用の椅子等の準備（既設のもので可）飲料購入場所の案内
 - （3）冷房の適切な管理
 - （4）熱中症特別警戒情報が発表された場合には、公表している開放可能日・時間帯において必ず指定箇所を住民その他に開放する
 - （5）熱中症特別警戒情報の発表時以外にも、指定箇所を開放可能日・時間帯において利用できるように努める

（応募資格）

- 3 応募資格は市内に所在する施設で、以下の要件を満たす施設とします。
 - （1）適当な冷房設備を有すること
 - （2）受入れ人数に応じた空間が適切に確保されていること

（施設開放期間）

- 4 クーリングシェルターの開放期間は、熱中症警戒情報の運用期間である4月第4水曜日
から10月第4水曜日までとします。
なお、開放できる日及び時間帯は施設の状況に応じます。

（募集期間）

- 5 随時受け付けを行います。

（応募方法）

- 6 応募される場合は、下記に電話、メールによりご連絡ください。

八代市健康推進課

住 所：八代市松江城町1番25号

電 話：0965-33-5116

メール：kenko@city.yatsushiro.lg.jp

FAX　：0965-33-4279

(提出後の流れ)

7 応募様式提出後の流れは以下のとおりです。

- (1) 市と施設管理者で協定内容の協議
- (2) 協定の締結
- (3) クーリングシェルター施設情報の公表（市 HP 等）
- (4) クーリングシェルター開放開始

(協定の有効期間)

8 協定で定めた有効期間満了の2か月前までに協定を更新しない旨の申し出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で、協定日の属する年度の翌年度1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

(協議)

9 協定について疑義が生じた時又は協定に定めがない事項について取り扱いを定める必要があるときは、その都度協議して定めます。